

条例 番号	公布年月日	件 名	関係部
32	R7.10.1	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
33	R7.10.1	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部 会計管理室 監査委員事務局
34	R7.10.1	渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	福祉部 会計管理室 監査委員事務局
35	R7.10.1	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 会計管理室 監査委員事務局

渋谷区条例第32号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月1日

渋谷区長 長谷部 健

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年渋谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第16条の5の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第16条の6 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年渋谷区条例第6号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員

」という。)に対して、区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

渋谷区条例第33号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月1日

渋谷区長 長谷部 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年渋谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第15条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第15条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時

間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- 2 勤務時間条例第16条の3第1項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

- 第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

- 第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップの相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップの相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

- 第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

渋谷区条例第第34号

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月1日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（令和7年渋谷区条例第25号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表に神宮前六丁目障がい者施設の項を加える改正規定及び第3条に1号を
加える改正規定中「神宮前六丁目障がい者施設」を「渋谷区にこっと原宿」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

渋谷区条例第35号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年10月1日

渋谷区長 長谷部 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年渋谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第18条の5の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第18条の6 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年渋谷区条例第6号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。